

# 観光立県の実現に関する新たな基本計画の策定について

資料4

※「令和6年第1回山形県観光審議会配布資料」を抜粋・一部更新したもの

## 1. 策定の趣旨

- 本県では、おもてなし山形県観光条例（平成26年3月25日山形県条例第38号）第8条に基づき、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「観光立県の実現に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を定めることとしている。
- これに関し、現行の基本計画である「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」については、令和6年度末で計画終期を迎えることから、昨今の社会情勢等の変化に的確に対応し、本県経済を持続的に発展させ、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図り、もって観光立県山形を確立するため、新たな基本計画を策定する。

## 2. 基本計画の位置付け

- 「おもてなし山形県観光条例」第8条に基づく基本計画
- 「第4次山形県総合発展計画（計画期間：令和2年度から概ね10年間）」の観光分野の個別行動計画の性格を有するもの

## 3. 新たな基本計画の枠組み

- 観光立県の確立に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画とする。
- 本県観光産業の持続的発展に向けた施策の方向性の明確化を図る。

## 4. 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とする。

## 5. 策定までの審議会開催予定

- 第1回（7月16日）：知事諮問、現行計画に基づく取組状況、現状・課題の整理、骨子案（たたき台）
- 第2回（**11月12日**）：目標・指標の検討、基本計画（中間案）
- 第3回（**1月21日**）：基本計画（答申案）

### ■ 当面のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	
現状分析・課題整理			第1回 審議会 (知事諮問)	中間案作成		第2回 審議会	答申案作成		第3回 審議会	知事 答申	パブリック コメント	策定
関係者ヒアリング				関係者ヒアリング			県内4地域での 意見交換会・ 議会報告（中間案）					